

## 資料 2

### 農山村オンリーワンビジネスプラン策定支援事業業務委託 仕様書

#### 1. 総則

本仕様書は、令和 8 年度農山村オンリーワンビジネスプラン策定支援事業業務委託（以下、「委託業務」という）に適用します。

#### 2. 目的

農山村地域において、多様な人材が参画する地域協議会等が策定する「農山村オンリーワンビジネスプラン」の事業化に向けた伴走支援を実施します。具体的には、以下の支援体制を強化することで、ビジネスの収益化（マネタイズ）や資金調達を重点的に検討し、事業化の実現性を高めることを目的とします。

- (1) 事業化に必要な初期費用の把握と、資金計画に対する実践的なアドバイス
- (2) 課題解決に向けた専門家の派遣や、先進地視察先の仲介

#### 3. 委託契約期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日(水)までとします。

#### 4. 委託業務内容

##### (1) プラン練り上げ支援

プラン策定の伴走支援を希望する地域（令和 7 年度「AKITA RISE」実践編発表者から内諾済みの 5 地域【鹿角市・北秋田市空き家を活用したゲストハウス、横手市木材利用ビジネス、由利本荘市・湯沢市農福連携マネタイズ】）に対し、地域資源を活用した「農山村オンリーワンビジネスプラン」の収益化（売上 250 万円以上の設定）や、ビジネス創出に必要な資金計画等に関するアドバイスを実施してください。次年度の「農山村オンリーワンビジネス支援事業（事業費上限 5 百万円、県補助 1/2）」による事業化を見据え、自己負担分のクラウドファンディング活用や県内外からの資本参加、有利な融資制度の活用といった資金調達手法の検討に加え、必要事業費の精査（見積りりのアドバイス等）に関する重点的な支援を行ってください。また、県の次年度予算要望に対応するため、10 月末までに各地域の概算事業費を県へ報告するとともに、支援先への進捗状況に関する県からの問い合わせ等に随時対応してください。

##### (2) 専門人材の派遣及び先進地視察先の提案・調整

各地域が抱える課題やプラン内容に応じた専門人材（地域づくり、金融、経営、マーケティング等）を選定・派遣し、現地またはオンラインでの助言を実施してください。また、必要に応じて先進地視察先の提案や調整を行ってください。なお、

専門人材の派遣や先進地視察に係る報償費、視察費、旅費、宿泊費等の一切の費用は委託料に含めるものとします。専門人材や視察先の選定については、契約締結後に企画提案書の内容を基に県と協議のうえ決定することとし、提案した専門人材等に変更が生じる場合も、県と協議のうえ代替の手配を行うものとします。

(3) 報告書のとりまとめ

各地域への伴走支援のプロセスや成果等をまとめた業務完了報告書を作成し、提出してください。

5. 企画提案書への記載内容

以下の(1)～(6)の内容に留意して、企画提案書を作成、構築してください。

(1) 伴走支援の全体アプローチとスケジュール

- ・伴走支援の基本的な考え方と進め方
- ・契約締結から業務完了までの全体スケジュール
- ・「10月末までの各地域の概算事業費の県への報告」に向けた、逆算でのヒアリングや計画策定の段取り

(2) 収益化および資金調達支援の具体的手法

- ・次年度の事業化に向けた、ビジネスの収益化モデル構築を支援する手法
- ・多様な資金調達手法（クラウドファンディング、県内外からの資本参加、有利な融資制度など）の検討と、各地域に対する実践的な導入支援・アドバイスの手法

(3) 初期費用の把握と必要事業費の精査サポート

- ・事業化に必要な初期費用の洗い出しと資金計画策定の支援手法
- ・必要事業費の精査（妥当性の確認、見積もりの取り方や見方のアドバイス等）に関する具体的なサポート内容

(4) 専門人材の派遣及び先進地視察先の提案・調整手法

- ・提案者が有する専門人材のネットワークやリスト（想定される候補者の経歴や得意分野等）
- ・現地訪問とオンラインを組み合わせた、効果的な助言・指導の進め方
- ・想定される先進地視察先の選定基準
- ・視察先への打診や受入調整の具体的なサポート方法

(5) 県および支援先との連携・報告体制

- ・支援先からの進捗状況等に関する問い合わせに随時対応するための連絡、サポート体制
- ・専門人材や視察先の決定・変更時における県との協議プロセス
- ・業務完了報告書における、伴走支援プロセスや成果の効果的なとりまとめ、可視化の方法

(6) 経費見積もり書

- ・上記(1)～(5)の内容を十分に踏まえた事業の執行に必要な金額

6. 業務計画書の提出

受託者は、契約締結後の委託業務への着手に先立ち、業務計画書を速やかに作成し、県に提出して承認を得てください。

7. 業務成果報告書

業務終了後、業務完了報告書を製本2部及びデータ1式により提出してください。

内容は、伴走した5地域の農山村オンリーワンビジネスプラン、助言内容及び人材派遣・先進地研修の復命とします。

8. その他事項

本業務の完了までの間、その進捗状況の報告、問題点の協議・解決、本業務の履行のために必要な事項等は、必要の都度、県と受託者が協議して決定するものとします。

本業務の履行のため県が所持している写真、資料等は必要に応じて提供します。ただし、本業務以外の目的への使用や、第三者への提供はできません。

本仕様書に定めのないこと及びその他詳細は、県と受託者が協議して決定するものとします。